

〔6〕 港湾運送料金

港湾運送料金表

平成7年6月16日認可

平成7年6月24日実施

適用港

稚内港 留萌港 小樽港

函館港 室蘭港 苫小牧港

港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

平成 7 年 6 月 16 日 認 可

平成 7 年 6 月 24 日 実 施

港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1トンにつき 単位円)

| 品 目 | | | | 金 額 | | | | |
|-----------------------------|---|-----------------------|-----|-------------------|-------|-------------------|-------|-------|
| | | | | 接岸本船 ↔ 上屋・野積場内 | | 接岸本船 ↔ 上屋・野積場前 | | |
| | | | | 夏期料金 | 冬期料金 | 夏期料金 | 冬期料金 | |
| ユニ タ イ ズ 貨 物 | コンテナ | 実 入 | | 947 | 1,326 | 841 | 1,177 | |
| | | 空 | | 805 | 1,127 | 714 | 1,000 | |
| | ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満 かつ容積20トン未満のもの) | | | 1,413 | 1,978 | 1,287 | 1,802 | |
| | パレタイズ貨物・バンパック・バックコンテナ・プレスリング | | | 1,777 | 2,488 | 1,619 | 2,267 | |
| 包 | 袋 物 | 紙・ビニール入りのもの | | 2,614 | 3,660 | 2,363 | 3,308 | |
| | | 麻袋入りのもの | | 2,187 | 3,062 | 2,008 | 2,811 | |
| | ペール物 | 葉タバコ | | 1,907 | 2,670 | 1,706 | 2,388 | |
| | | その他のペール物 | | 2,603 | 3,644 | 2,343 | 3,280 | |
| 装 | モーターサイクル | | | 2,092 | 2,929 | 1,917 | 2,684 | |
| 品 | 雑貨類・機械類 (1個当り5トン未満のもの) | | | 2,723 | 3,812 | 2,494 | 3,492 | |
| | 機械類 (1個当り5トン以上のもの)・完成車 (重量5トン以上または容積20トン以上のもの) | | | 1,985 | 2,779 | 1,796 | 2,514 | |
| | 青果類 | | | 2,043 | 2,860 | 1,843 | 2,580 | |
| | タイヤ | | | 1,854 | 2,596 | 1,705 | 2,387 | |
| 有 姿 | 巻取紙 (内地産) | | | 1,513 | 2,118 | 1,345 | 1,883 | |
| | 木 材 | 岸壁揚のもの | 原 木 | 米国材・南洋材 | 1,386 | 1,940 | 1,240 | 1,736 |
| | | | | 北 洋 材 | 1,881 | 2,633 | 1,737 | 2,432 |
| | 製 材 | | | 1,502 | 2,103 | 1,352 | 1,893 | |
| 貨 | 非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金) | | | 2,218 | 3,105 | 1,983 | 2,776 | |
| 物 | 鋼 材 | 一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管含む) | | 2,119 | 2,967 | 1,926 | 2,696 | |
| | | 鋼管 (口径12インチ以上のもの)・コイル | | 1,802 | 2,523 | 1,637 | 2,292 | |
| | 石 材 | | | 2,139 | 2,995 | 1,976 | 2,766 | |
| 撤 貨 物 | 小麦・肥料原料・鉍礦石 (粉) | | | 1,456 | 2,038 | 1,298 | 1,817 | |
| | 鉍礦石 (塊)・特殊鉍礦石 | | | 2,028 | 2,839 | 1,834 | 2,568 | |
| | 砂 糖 | | | 1,939 | 2,715 | 1,788 | 2,503 | |
| 特 殊 貨 物 | 冷 凍 品 | | | — | — | 3,895 | 5,453 | |
| | 冷 蔵 品 | | | — | — | 2,888 | 4,043 | |

注 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

2. 割 増 料 金

| 種 別 | 内 容 | 割 増 率 |
|-----------|--------------------------|------------|
| 半 夜 荷 役 | 16時30分から21時30分までの間における荷役 | 基本料金の 6 割増 |
| 日曜日・祝祭日荷役 | 日曜日・祝祭日における荷役 | 基本料金の10割増 |
| 雨天・雪天荷役 | 雨天・雪天時における荷役 | 基本料金の 1 割増 |

3. 割 引 料 金

(1) 大口数量割引

- ① 貨物量が1,000トン以上3,000トン未満の場合、基本料金の 5 %引
- ② 貨物量が3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン以上の貨物量について、基本料金の 7 %引
- ③ 貨物量が5,000トン以上の場合、5,000トン以上の貨物量について、基本料金の10%引

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受が、次のいずれの項目にも該当する場合、基本料金の 5 %引

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

4. 諸 料 金

(1) 待機料金

(1口1時間につき 単位円)

| 1口の作業構成員数 による区分 | | 1口1時間につき 単位円 | | | | |
|-------------------------------|------|----------------|------------------|------------------|------------------|----------------|
| | | 15人以下 (12人) | 16人～22人 (19人) | 23人～29人 (26人) | 30人～36人 (33人) | 37人以上 (40人) |
| 昼 間 (8時30分から 16時30分まで) | 夏期料金 | 42,520 | 66,290 | 90,090 | 113,900 | 134,320 |
| | 冬期料金 | 59,530 | 92,810 | 126,130 | 159,460 | 188,050 |
| 半 夜 (16時30分から 21時30分まで) | 夏期料金 | 66,150 | 103,120 | 140,140 | 177,180 | 208,940 |
| | 冬期料金 | 92,610 | 144,370 | 196,200 | 248,050 | 292,520 |

注 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

(2) 最低料金

(1口につき 単位円)

| 1口の作業構成員数 による区分 | | 昼夜区分 | | | | |
|-------------------------------|------|----------------|------------------|------------------|------------------|----------------|
| | | 15人以下 (12人) | 16人～22人 (19人) | 23人～29人 (26人) | 30人～36人 (33人) | 37人以上 (40人) |
| 昼 間 (8時30分から 16時30分まで) | 夏期料金 | 337,330 | 525,900 | 714,710 | 903,610 | 1,065,600 |
| | 冬期料金 | 472,260 | 736,260 | 1,000,590 | 1,265,050 | 1,491,840 |
| 半 夜 (16時30分から 21時30分まで) | 夏期料金 | 337,330 | 525,900 | 714,710 | 903,610 | 1,065,600 |
| | 冬期料金 | 472,260 | 736,260 | 1,000,590 | 1,265,050 | 1,491,840 |

注 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日まで
にそれぞれ適用します。

5. 分 担 金 等

| 区 分 | 金 額 |
|-------------|-------------------|
| (1) 港湾福利分担金 | 各貨物(一律) 1トンにつき 8円 |
| (2) 労働安定基金 | 各貨物(一律) 1トンにつき 7円 |

6. 消費税及び地方消費税の加算

料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受た場合又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為はのぞきます。

(1) 「接岸本船内 \leftrightarrow 上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2) 「接岸本船内←→上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割割増

委託者の要求により雨天・雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割割増を適用します。

5. 割引料金

割引料金の適用方は次のとおりとします。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

② 3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン未満の貨物量については上記①の割引率を適用し、3,000トン以上については基本料金の7%

③ 5,000トン以上の場合、5,000トン未満の貨物量については上記②の割引率を適用し、5,000トン以上については、基本料金の10%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該

取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計金額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

6. 諸 料 金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

7. 消費税及び地方消費税の加算

免税となる取引には適用しません。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数

をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を合算します。

また、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(3) 消費税及び地方消費税の加算については

(イ) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

9. そ の 他

(1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

(2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港湾荷役料金表（船内荷役料金）

平成7年6月16日認可

平成7年6月24日実施

港湾荷役料金表 (船内荷役料金)

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1トンにつき 単位円)

| 品 目 | | | 金 額 | | |
|-----------------------------|---|-------------|------------------|-------|-------|
| | | | 夏期料金 | 冬期料金 | |
| ユニ タ イ ズ 貨 物 | コンテナ | 実 入 | 437 | 612 | |
| | | 空 | 371 | 519 | |
| | ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満 かつ容積20トン未満のもの) | | 829 | 1,161 | |
| | パレタイズ貨物・バンパック・バックコンテナ・プレスリング | | 1,038 | 1,453 | |
| 包 | 袋 物 | 紙・ビニール入りのもの | 1,427 | 1,998 | |
| | | 麻袋入りのもの | 1,364 | 1,910 | |
| 装 | べール物 | 葉 タ バ コ | 952 | 1,333 | |
| | | その他のべール物 | 1,368 | 1,915 | |
| 品 | モーターサイクル | | 1,283 | 1,796 | |
| | 雑貨類・機械類 (1個当り5トン未満のもの) | | 1,660 | 2,324 | |
| | 機械類 (1個当り5トン以上のもの)・完成車 (重量5トン以上または容積20トン以上のもの) | | 1,094 | 1,532 | |
| | 青 果 類 | | 1,096 | 1,534 | |
| 有 姿 貨 物 | タ イ ヤ | | 1,165 | 1,631 | |
| | 巻 取 紙 (内地産) | | 708 | 991 | |
| | 木 材 | 水落しのもの | 原 木 | 523 | 732 |
| | | 岸壁揚のもの | 原 木 | 691 | 967 |
| | | | 製 材 | 1,219 | 1,707 |
| | | | 米国材・南洋材 北 洋 材 | 789 | 1,105 |
| | 非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金) | | 1,095 | 1,533 | |
| 鋼 材 | 一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管含む) | | 1,209 | 1,693 | |
| | 鋼管 (口径12インチ以上のもの)・コイル | | 1,028 | 1,439 | |
| 石 材 | | 1,394 | 1,952 | | |
| 撤 貨 物 | 小麦・肥料原料・鉍礦石 (粉) | | 700 | 980 | |
| | 鉍礦石 (塊)・特殊鉍礦石 | | 1,117 | 1,564 | |
| | 砂 糖 | | 1,248 | 1,747 | |
| 特殊貨物 | 冷 凍 品 | | 2,801 | 3,921 | |
| | 冷 蔵 品 | | 1,741 | 2,437 | |

注 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

2. 割 増 料 金

| 種 別 | 内 容 | 割 増 率 |
|-----------|--------------------------|------------|
| 半 夜 荷 役 | 16時30分から21時30分までの間における荷役 | 基本料金の 6 割増 |
| 日曜日・祝祭日荷役 | 日曜日・祝祭日における荷役 | 基本料金の10割増 |
| 雨天・雪天荷役 | 雨天・雪天時における荷役 | 基本料金の 1 割増 |

3. 割 引 料 金

(1) 大口数量割引

- ① 貨物量が1,000トン以上3,000トン未満の場合、基本料金の 5 %引
- ② 貨物量が3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン以上の貨物量について、基本料金の 7 %引
- ③ 貨物量が5,000トン以上の場合は5,000トン以上の貨物量について、基本料金の10%引

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受が、次のいずれの項目にも該当する場合、基本料金の 5 %引

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間の2回以上の反復継続を引受があること
- ③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

4. 諸 料 金

(1) 待機料金

(1口1時間につき 単位円)

| 1日の作業構成員数 による区分 | | 昼夜区分 | | | | |
|-------------------------------|------|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------|
| | | 9人以下 (7.5人) | 10人～13人 (11.5人) | 14人～17人 (15.5人) | 18人～21人 (19.5人) | 22人以上 (22.5人) |
| 昼 間 (8時30分から 16時30分まで) | 夏期料金 | 25,390 | 38,930 | 52,460 | 66,000 | 76,160 |
| | 冬期料金 | 35,550 | 54,500 | 73,440 | 92,400 | 106,620 |
| 半 夜 (16時30分から 21時30分まで) | 夏期料金 | 39,500 | 60,560 | 81,600 | 102,670 | 118,470 |
| | 冬期料金 | 55,300 | 84,780 | 114,240 | 143,740 | 165,860 |

注 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日まで
にそれぞれ適用します。

(2) 最低料金

(1口につき 単位円)

| 昼夜区分 | | 1口の作業構成員数 による区分 | | 9人以下 (7.5人) | 10人～13人 (11.5人) | 14人～17人 (15.5人) | 18人～21人 (19.5人) | 22人以上 (22.5人) |
|------------------------------|------|--------------------|---------|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------|
| | | 夏期料金 | 冬期料金 | | | | | |
| 昼間 (8時30分から 16時30分まで) | 夏期料金 | 201,430 | 308,840 | 416,180 | 523,600 | 604,200 | | |
| | 冬期料金 | 282,000 | 432,380 | 582,650 | 733,040 | 845,880 | | |
| 半夜 (16時30分から 21時30分まで) | 夏期料金 | 201,430 | 308,840 | 416,180 | 523,600 | 604,200 | | |
| | 冬期料金 | 282,000 | 432,380 | 582,650 | 733,040 | 845,880 | | |

注 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

5. 分担金等

| 区 分 | 金 額 |
|-------------|----------------------|
| (1) 港湾福利分担金 | 各貨物(一律) 1トンにつき 4円 |
| (2) 労働安定基金 | 各貨物(一律) 1トンにつき 3円50銭 |

6. 消費税及び地方消費税の加算

料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金(船内荷役料金)は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- (1) 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。
- (2) 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作

業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割 増 料 金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割 引 料 金

割引料金の適用方は次のとおりとします。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

② 3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン未満の貨物量については上記①の割引率を適用し、3,000トン以上については基本料金の7%

③ 5,000トン以上の場合、5,000トン未満の貨物量については上記②の割引率を適用し、5,000トン以上については、基本料金の10%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

① 3ヶ月以上の長期契約があること

② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること

③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

6. 諸 料 金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 荷役手配の取消の場合

① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

7. 消費税及び地方消費税の可算

免税となる取引には適用しません。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

また、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各

割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(3) 消費税及び地方消費税の加算については

- (イ) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
- (ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

9. そ の 他

- (1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）

（総トン数500トン未満の小型船荷役料金を除く）

平成7年6月16日認可

平成7年6月24日実施

港湾荷役料金表 (沿岸荷役料金)

(総トン数500トン未満の小型船荷役料金を除く)

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき 単位円)

| 品 目 | | | | 金 額 | | | | |
|-------------------|---|-----------------------|-------|--------------------------|-------|--------------------------|-------|-----|
| | | | | 接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場内 | | 接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場前 | | |
| | | | | 夏期料金 | 冬期料金 | 夏期料金 | 冬期料金 | |
| ユニット サイズ 貨物 | コンテナ | 実 入 | | 560 | 784 | 448 | 627 | |
| | | 空 | | 476 | 666 | 381 | 533 | |
| | ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満 かつ容積20トン未満のもの) | | 658 | 921 | 526 | 736 | | |
| | パレタイズ貨物・バンパック・バックコンテナ・プレスリング | | 832 | 1,165 | 666 | 932 | | |
| 包 | 袋 物 | 紙・ビニール入りのもの | | 1,325 | 1,855 | 1,060 | 1,484 | |
| | | 麻袋入りのもの | | 938 | 1,313 | 750 | 1,050 | |
| | べール物 | 葉タバコ | | 1,055 | 1,477 | 844 | 1,182 | |
| その他のべール物 | | 1,372 | 1,921 | 1,098 | 1,537 | | | |
| 装 | モーターサイクル | | 919 | 1,287 | 735 | 1,029 | | |
| 品 | 雑貨類・機械類 (1個当り5トン未満のもの) | | 1,206 | 1,688 | 965 | 1,351 | | |
| | 機械類 (1個当り5トン以上のもの)・完成車 (重量5トン以上または容積20トン以上のもの) | | 995 | 1,393 | 796 | 1,114 | | |
| | 青果類 | | 1,055 | 1,477 | 844 | 1,182 | | |
| | タイヤ | | 787 | 1,102 | 630 | 882 | | |
| 有 姿 貨 | 巻取紙 (内地産) | | 885 | 1,239 | 708 | 991 | | |
| | 木 材 | 岸壁揚のもの | 原 木 | 米国材・南洋材 | 768 | 1,075 | 614 | 860 |
| | | | | 北 洋 材 | 761 | 1,065 | 609 | 853 |
| | | | 製 材 | 792 | 1,109 | 634 | 888 | |
| 非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金) | | 1,240 | 1,736 | 992 | 1,389 | | | |
| 物 | 鋼 材 | 一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管含む) | | 1,022 | 1,431 | 818 | 1,145 | |
| | | 鋼管 (口径12インチ以上のもの)・コイル | | 869 | 1,217 | 695 | 973 | |
| | 石 材 | | 858 | 1,201 | 686 | 960 | | |
| 撤 貨 物 | 小麦・肥料原料・鉍礦石 (粉) | | 833 | 1,166 | 666 | 932 | | |
| | 鉍礦石 (塊)・特殊鉍礦石 | | 1,018 | 1,425 | 814 | 1,140 | | |
| | 砂 糖 | | 793 | 1,110 | 634 | 888 | | |
| 特 殊 貨 物 | 冷 凍 品 | | — | — | 1,299 | 1,819 | | |
| | 冷 蔵 品 | | — | — | 1,299 | 1,819 | | |

注 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

2. 割 増 料 金

| 種 別 | 内 容 | 割 増 率 |
|-----------|--------------------------|------------|
| 半 夜 荷 役 | 16時30分から21時30分までの間における荷役 | 基本料金の 6 割増 |
| 日曜日・祝祭日荷役 | 日曜日・祝祭日における荷役 | 基本料金の10割増 |
| 雨天・雪天荷役 | 雨天・雪天時における荷役 | 基本料金の 1 割増 |

3. 割 引 料 金

(1) 大口数量割引

- ① 貨物量が1,000トン以上3,000トン未満の場合、基本料金の 5 %引
- ② 貨物量が3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン以上の貨物量について、基本料金の 7 %引
- ③ 貨物量が5,000トン以上の場合は5,000トン以上の貨物量について、基本料金の10%引

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受が、次のいずれの項目にも該当する場合、基本料金の 5 %引

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間の2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

4. 諸 料 金

(1) 待機料金

(1口1時間につき 単位円)

| 1口の作業構成員数 による区分 | | 4人～6人 (5人) | 7人～9人 (8人) | 10人～12人 (11人) | 13人～15人 (14人) | 16人～18人 (17人) | 19人～21人 (20人) |
|-------------------------------|------|---------------|---------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | 昼夜区分 | | | | | |
| 昼 間 (8時30分から 16時30分まで) | 夏期料金 | 17,130 | 27,360 | 37,630 | 47,900 | 58,160 | 68,430 |
| | 冬期料金 | 23,980 | 38,300 | 52,680 | 67,060 | 81,420 | 95,800 |
| 半 夜 (16時30分から 21時30分まで) | 夏期料金 | 26,650 | 42,560 | 58,540 | 74,510 | 90,470 | 106,450 |
| | 冬期料金 | 37,310 | 59,580 | 81,960 | 104,310 | 126,660 | 149,030 |

注 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日まで
にそれぞれ適用します。

(2) 最低料金

(1口につき 単位円)

| 1:1の作業構成員数 による区分 昼夜区分 | | 4人～6人 (5人) | 7人～9人 (8人) | 10人～12人 (11人) | 13人～15人 (14人) | 16人～18人 (17人) | 19人～21人 (20人) |
|------------------------------|---------|-----------------------------|---------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | 昼間 (8時30分から 16時30分まで) | 夏期料金 | 135,900 | 217,060 | 298,530 | 380,010 |
| 冬期料金 | 190,260 | | 303,880 | 417,940 | 532,010 | 645,960 | 760,030 |
| 半夜 (16時30分から 21時30分まで) | 夏期料金 | 135,900 | 217,060 | 298,530 | 380,010 | 461,400 | 542,880 |
| | 冬期料金 | 190,260 | 303,880 | 417,940 | 532,010 | 645,960 | 760,030 |

注 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

(3) 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

(1トンにつき 単位円)

| | |
|--|-------|
| 袋物・ペール物及びこれらに類似した作業能率のもの | 2,040 |
| 雑貨類・機械類 (1個当たり5トン未満のもの) 及びこれらに類似した作業能率のもの | 1,851 |
| ユニタイズ貨物、ロックダウン自動車及び完成車、機械類 (1個当たり5トン以上のもの) 及びこれらに類似した作業能率のもの | 1,680 |

(4) 看賞作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

なお、計量器使用及び検量立会人の費用は含みません。

(5) 仕訳作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

(6) はい替作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

(7) 上屋保管料金

(1H1トンにつき 単位円)

| 貨物分類 | 区分 | 私設上屋の場合 | 公共上屋の場合 |
|------------|----|---------|---------|
| コンテナ (野積場) | | 11 | 8 |
| 繊維原料類 | | 47 | 36 |
| 青果 | | 47 | 36 |
| 窯製品 | | 57 | 47 |
| その他の貨物 | | 85 | 68 |

- (注) 1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。
2. コンテナについては、野積場置き料金の料金とします。
3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

5. 分担金等

| 区分 | 金額 |
|-------------|-----------------------|
| (1) 港湾福利分担金 | 各貨物 (一律) 1トンにつき 4円 |
| (2) 労働安定基金 | 各貨物 (一律) 1トンにつき 3円50銭 |

6. 消費税及び地方消費税の加算

料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金 (沿岸荷役料金) は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 「接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船船側 ↔ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 \longleftrightarrow 上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2) 「接岸本船船側 \longleftrightarrow 上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船船側 \longleftrightarrow 上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 \longleftrightarrow 上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割 増 料 金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天・雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割 引 料 金

割引料金の適用方は次のとおりとします。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン未満の貨物量については上記①の割引率を適用し、3,000トン以上については基本料金の7%
- ③ 5,000トン以上の場合、5,000トン未満の貨物量については上記②の割引率を適用し、5,000トン以上については、基本料金の10%に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

6. 諸 料 金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

(3) 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

- (イ) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。
- (ロ) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付けるまでの作業。

(4) 看貫作業料金

本利用金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用します。

ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

(5) 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用します。

(6) はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用します。

(7) 上屋保管料金

- (イ) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。
- (ロ) 本料金表に記載のない貨物については、類似した保管内容（坪当りの収容トン数）の料金を適用します。
- (ハ) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

7. 消費税及び地方消費税の加算

免税となる取引には適用しません。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

- (2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料

金を算出し、これらの金額を合算します。

また、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(3) 消費税及び地方消費税の加算については

(イ) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

9. そ の 他

(1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)

平成7年6月16日認可

平成7年6月24日実施

港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内↔

上屋・野積場内又は上屋・野積場前

(1トンにつき 単位円)

| 品 目 | | 金 額 | | | | | | |
|-----------------------------|--|--------------------------------------|-------|-------------------|-------|-------|-------|-------|
| | | 接岸本船 ↔ 上屋・野積場内 | | 接岸本船 ↔ 上屋・野積場前 | | | | |
| | | 夏期料金 | 冬期料金 | 夏期料金 | 冬期料金 | | | |
| ユニ タ イ ズ 貨 物 | コンテナ | 実 入 | | 728 | 1,019 | 629 | 881 | |
| | | 空 | | 619 | 867 | 533 | 746 | |
| | | ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの) | | 1,287 | 1,802 | 1,188 | 1,663 | |
| | パレタイズ貨物・バンパック・バックコンテナ・プレスリング | | 1,619 | 2,267 | 1,492 | 2,089 | | |
| 包 | 袋 物 | 紙・ビニール入りのもの | | 2,363 | 3,308 | 2,160 | 3,024 | |
| | | 麻袋入りのもの | | 2,008 | 2,811 | 1,866 | 2,612 | |
| 装 | ベール物 | 葉タバコ | | 1,706 | 2,388 | 1,545 | 2,163 | |
| | | その他のベール物 | | 2,343 | 3,280 | 2,134 | 2,988 | |
| 品 | モーターサイクル | | 1,917 | 2,684 | 1,778 | 2,489 | | |
| | 雑貨類・機械類 (1個当り5トン未満のもの) | | 2,494 | 3,492 | 2,310 | 3,234 | | |
| | 機械類 (1個当り5トン以上のもの)・完成車 (重量5トン以上または容積20トン以上のもの) | | 1,796 | 2,514 | 1,645 | 2,303 | | |
| | 青果類 | | 1,843 | 2,580 | 1,682 | 2,355 | | |
| 有 | タイヤ | | 1,705 | 2,387 | 1,585 | 2,219 | | |
| | 巻取紙 (内地産) | | 1,093 | 1,530 | 1,010 | 1,414 | | |
| 資 | 木 材 | 岸壁揚のもの | 原木 | 米国材・南洋材 | 1,240 | 1,736 | 1,124 | 1,574 |
| | | | | 北 洋 材 | 1,737 | 2,432 | 1,621 | 2,269 |
| | | 製 材 | | 1,352 | 1,893 | 1,231 | 1,723 | |
| 貨 物 | 非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金) | | 1,983 | 2,776 | 1,795 | 2,513 | | |
| | 鋼 材 | 一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管含む) | | 1,634 | 2,288 | 1,537 | 2,152 | |
| | | 鋼管 (口径12インチ以上のもの)・コイル | | 1,390 | 1,946 | 1,307 | 1,830 | |
| | 石 材 | | 1,976 | 2,766 | 1,847 | 2,586 | | |
| 撤 貨 物 | 小麦・肥料原料・鉍礦石 (粉) | | 1,298 | 1,817 | 1,172 | 1,641 | | |
| | 鉍礦石 (塊)・特殊鉍礦石 | | 1,834 | 2,568 | 1,680 | 2,352 | | |
| | 砂 槽 | | 1,788 | 2,503 | 1,668 | 2,335 | | |
| 特 殊 貨 物 | 冷 凍 品 | | — | — | 3,648 | 5,107 | | |
| | 冷 蔵 品 | | — | — | 2,641 | 3,697 | | |

注 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

(2) 総トン数500トン未満の小型船内←→上屋・野積場内
又は、上屋・野積場前

(1トンにつき 単位円)

| 品 目 | | | | 金 額 | | | | |
|-----------------------------|--|----------------------|-------|--------------------|-------|--------------------|-------|-------|
| | | | | 接岸本船 ←→ 上屋・野積場内 | | 接岸本船 ←→ 上屋・野積場前 | | |
| | | | | 夏期料金 | 冬期料金 | 夏期料金 | 冬期料金 | |
| ユニ タ イ ズ 貨 物 | コンテナ | 実 入 | | 728 | 1,019 | 584 | 818 | |
| | | 空 | | 619 | 867 | 494 | 692 | |
| | ノックダウン自動車・完成車（重量5トン未満 かつ容積20トン未満のもの） | | 855 | 1,197 | 685 | 959 | | |
| | パレタイズ貨物・バンパック・バックコンテナ・プレスリング | | 1,082 | 1,515 | 866 | 1,212 | | |
| 包 | 袋 物 | 紙・ビニール入りのもの | | 1,723 | 2,412 | 1,377 | 1,928 | |
| | | 麻袋入りのもの | | 1,219 | 1,707 | 975 | 1,365 | |
| 装 | べール物 | 葉 タバコ | | 1,372 | 1,921 | 1,096 | 1,534 | |
| | | その他のべール物 | | 1,784 | 2,498 | 1,427 | 1,998 | |
| 品 | モーターサイクル | | 1,195 | 1,673 | 957 | 1,340 | | |
| | 雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの） | | 1,568 | 2,195 | 1,255 | 1,757 | | |
| | 機械類（1個当り5トン以上のもの）・完成車 （重量5トン以上または容積20トン以上のもの） | | 1,294 | 1,812 | 1,036 | 1,450 | | |
| | 青果類 | | 1,372 | 1,921 | 1,096 | 1,534 | | |
| 有 | タイヤ | | 1,023 | 1,432 | 818 | 1,145 | | |
| | 巻取紙（内地産） | | 1,151 | 1,611 | 922 | 1,291 | | |
| 姿 | 木 材 | 岸壁揚のもの | 原 木 | 米国材・南洋材 | 998 | 1,397 | 800 | 1,120 |
| | | | | 北 洋 材 | 989 | 1,385 | 792 | 1,109 |
| 貨 | 製 材 | | 1,030 | 1,442 | 824 | 1,154 | | |
| | 非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金） | | 1,612 | 2,257 | 1,290 | 1,806 | | |
| 物 | 鋼 材 | 一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む） | | 1,329 | 1,861 | 1,063 | 1,488 | |
| | | 鋼管（口径12インチ以上のもの）・コイル | | 1,130 | 1,582 | 904 | 1,266 | |
| 撤 | 石 材 | | 1,115 | 1,561 | 893 | 1,250 | | |
| | 小麦・肥料原料・鉍礦石（粉） | | 1,083 | 1,516 | 867 | 1,214 | | |
| | 鉍礦石（塊）・特殊鉍礦石 | | 1,323 | 1,852 | 1,058 | 1,481 | | |
| 特 | 砂 糖 | | 1,032 | 1,443 | 826 | 1,156 | | |
| | 殊 | 冷 凍 品 | | — | — | 1,689 | 2,365 | |
| 冷 蔵 品 | | — | — | 1,689 | 2,365 | | | |

注 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日
までにそれぞれ適用します。

2. 割 増 料 金

| 種 別 | 内 容 | 割 増 率 |
|-----------|--------------------------|-----------|
| 半 夜 荷 役 | 16時30分から21時30分までの間における荷役 | 基本料金の6割増 |
| 日曜日・祝祭日荷役 | 日曜日・祝祭日における荷役 | 基本料金の10割増 |
| 雨天・雪天荷役 | 雨天・雪天時における荷役 | 基本料金の1割増 |

3. 割 引 料 金

大口数量割引 基本料金の5%引

4. 分 担 金 等

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内

↔上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

| 区 分 | 金 額 |
|-------------|------------------|
| (1) 港湾福利分担金 | 各貨物(一律)1トンにつき 8円 |
| (2) 労働安定基金 | 各貨物(一律)1トンにつき 7円 |

(2) 総トン数500トン未満の小型船内

↔上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

| 区 分 | 金 額 |
|-------------|---------------------|
| (1) 港湾福利分担金 | 各貨物(一律)1トンにつき 4円 |
| (2) 労働安定基金 | 各貨物(一律)1トンにつき 3円50銭 |

5. 消費税及び地方消費税の加算

料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額

Ⅱ 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金）は、

- (1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船の本船内 \longleftrightarrow 上屋・野積場内又は戸前迄の荷役。
- (2) 総トン数500トン未満の小型船の本船内 \longleftrightarrow 上屋・野積場内又は戸前迄の荷役に適用します。

ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合、当港において適用される港湾荷役料金（船内荷役料金）又は、港湾荷役料金（沿岸荷役料金）を適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為はのぞきます。

- (1) 「本船内 \longleftrightarrow 上屋・野積場内」の場合
 - （揚荷） 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。
 - （積荷） 上屋・野積場内の貨物を岸壁に移送し、本船内に積込むまでの作業。
- (2) 「本船内 \longleftrightarrow 上屋・野積場前」の場合
 - （揚荷） 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。
 - （積荷） 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上の移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

- (1) 半夜荷役割増
16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。
- (2) 日曜日・祝祭日荷役割増
日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。
- (3) 雨天・雪天荷役割増
委託者の要求により雨天・雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

大口数量割引の適用方は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

6. 消費税及び地方消費税の加算

免税となる取引には適用しません。

7. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。
なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数として
いる場合には、その例によります。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

(3) 消費税及び地方消費税の加算については

(イ) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. その他

(1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「着貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

(2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において、当事者間の取極め又は、慣習によります。

港 湾 運 送 別 掲 料 金 表

昭和63年 5 月 6 日実施

別 掲 料 金 表

○ 船内荷役関係

1. ハッチ蓋、ビーム開閉作業手伝料金（1碇泊、1船艙につき）

(単位 円)

| 区 分 | 夏期料金 | | 冬期料金 | |
|-----------------------------------|--------|--------|--------|--------|
| | 昼 間 | 半 夜 | 昼 間 | 半 夜 |
| 2,000G/T未満 | 4,510 | 6,340 | 6,310 | 8,870 |
| 2,000～4,000G/T | 6,790 | 9,500 | 9,500 | 13,300 |
| 4,001～6,000G/T | 1,1320 | 15,860 | 15,840 | 22,220 |
| 6,001G/T以上の一般貨物船 | 22,680 | 31,770 | 31,750 | 44,470 |
| 外 航 撤 貨 物 船 | 27,230 | 38,120 | 38,120 | 53,360 |
| スチールハッチ装備船(自動開閉式に限る)の中蓋開閉作業を行った場合 | 4,510 | 6,340 | 6,320 | 8,870 |

備 考

- (イ) 碇泊中船長の命令、天候その他の事由で中間時に当該作業を行った場合は、実作業時間に対し、港湾荷役料金表（船内料金）の待機料金相当額を申し受けます。
- (ロ) 特殊船艙（デープタンク、冷蔵庫等）の当該作業は、実作業時間に対し港湾荷役料金表（船内料金）の待機料金相当額を申し受けます。

2. スタンバイギヤー手伝料金（1碇泊、1船艙、1セットにつき）

(単位 円)

| 区 分 | 夏期料金 | | 冬期料金 | |
|-----------------|---------|--------|--------|--------|
| | 昼 間 | 半 夜 | 昼 間 | 半 夜 |
| デリックの上下およびトリミング | 30,150 | 45,070 | 42,210 | 63,090 |
| ト リ ミ ン グ | 147,930 | 26,670 | 25,080 | 37,330 |

備 考

但し、本船乗組員により本作業が行われた場合、その所要時間に対し港湾荷役料金表（船内料金）の待機料金相当額を申し受けます。

3. エキストラレバー料金（1人につき）（整備料金も適用）

（単位 円）

| 区 分 | 昼 間 | 半 夜 | 後 夜 |
|---------|----------|----------|----------|
| 夏 期 料 金 | 25,940標準 | 25,940標準 | 29,590標準 |
| 冬 期 料 金 | 36,310標準 | 36,310標準 | 41,420標準 |

4. スーパーバイザー料金（1人につき）

（単位 円）

| 夏 期 料 金 | 冬 期 料 金 |
|----------|----------|
| 30,530標準 | 42,740標準 |

但し、特別の業務に従事した場合に適用します。

備 考

- ① 日曜日・祝祭日に於ける作業は上記料金の10割増を申し受けます。
- ② 出張作業の場合は交通費、日当、宿泊費並びに通船費は実費を申し受けます。
- ③ 重量物固定区画及び汚物清掃は5割増を申し受けます。
- ④ 前半夜作業は16時30分より21時30分までとし、後半夜作業は21時30分より翌朝5時までとします。
- ⑤ 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までとします。
- ⑥ 防波堤外作業は基本料金の4割増とします。

5. 荷繰作業料金

| 作 業 形 態 | 料 金 内 容 |
|----------------|-----------------------|
| 同一船艙内における作業の場合 | 船内荷役料金 |
| 他船艙への作業の場合 | 船内荷役料金+船内荷役料金 |
| はしけ使用による作業の場合 | 船内荷役料金+はしけ運送料金+船内荷役料金 |
| 岸壁利用による作業の場合 | 船内荷役料金+沿岸荷役料金+船内荷役料金 |

備 考

本料金は、荷繰作業を行った場合に適用します。

なお、本料金にはそれぞれの作業形態に応じて、港湾荷役料金（船内荷役料金・沿岸荷役料金）、はしけ運送料金に係る所定の割増料金等を適用します。

6. 本船直移し作業料金

| 作業形態 | 区分 | 料金内容 |
|------------------|-------------------------|-------------------------|
| 甲本船から乙本船への直移しの作業 | 両船とも500総トン以上の船舶である場合 | 船内荷役料金+ 船内荷役料金 |
| | いずれか一方が500総トン未満の船舶である場合 | 船内荷役料金+ (船内荷役料金×1/2) |

備考

本料金には港湾荷役料金表(船内荷役料金)に係る所定の割増料金等を適用します。

○ 沿岸荷役関係

1. 上屋山側入出料金

上屋、野積場山側入れ又は、出し料金の作業範囲は次の通りとします。

車側←→上屋、野積場内

(入) 車側にある貨物の上屋、野積場内までの移送及び拼付するまでの作業

(出) 貨物の上屋、野積場内からの搬出及び車側までの移送作業

| | |
|------|----------|
| 一般貨物 | 上屋内料金の8割 |
| 撤貨物 | 3割 |

ただし、撤貨物であっても上屋内に蔵置することが原則である貨物及び屑鉄類撤は一般貨物の料金を適用します。

2. トラック積卸手伝料金

本料金は、沿岸荷役料金の作業範囲2-(2)及び別掲料金1に先行又は後継して行われる車積、車卸作業に適用します。

上屋、野積場内入出料金は4割以内とします。

(備考) 1. 2の料金に対しては港湾荷役料金表(沿岸荷役料金)の2.割増料金及び4.諸料金及び料金の適用方の規程を準用します。

3. エキストラレバー料金(1人1日につき)

(船内別掲料金のエキストラレバー料金と同じ。)

4. はしけ揚積荷役待機料金（1口1時間につき）

（単位 円）

| 区 分 | 上屋、野積場入出 | | 上屋戸前野積場前置出 | | 小 麦 一 貫 | |
|-----|----------|--------|------------|--------|---------|--------|
| | 夏期料金 | 冬期料金 | 夏期料金 | 冬期料金 | 夏期料金 | 冬期料金 |
| 昼 間 | 18,530 | 25,940 | 13,870 | 19,410 | 30,810 | 43,130 |
| 夜 間 | 25,830 | 36,160 | 19,370 | 27,110 | 42,460 | 59,440 |

この料金に対しては港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）の 2.割増料金及び 4.諸料金及び料金の適用方の規程を準用します。

貨物別系数表

| 系数 | 貨物名 |
|--|---|
| 1. 1 | 尿 素 |
| 1. 2 | ライ麦、ミートボーンミール、コットンシードミール、フードスクーリング、マトン（骨をとったものカートン入）メイズ、マイロ、大豆、大麦 |
| 1. 3 | ドングリ、ミレットシード、レープシード、スラックスシード、マスタードシード、メイズミール、タピオカ、（タイ国産紙袋）各種飼料用ペレット、カプロラクタム、ビートパルプペレット（米国産）、米（呷入） |
| 1. 4 | 澱粉（中国産綿袋）、カスターシードミール、生ゴム |
| 1. 5 | フェザーミール、サナギミール、グランドナットミール、コブラミール、大豆粕、フィートオート、ニガーシード、セザミシード、サフラワーシード、魚粉（国内産紙袋）骨粉、血粉、ポーランドペレット、米（韓国米呷入） |
| 1. 6 | レープシードミール、アルモンドセールミール、冷凍めかじき、びんちょう、さめ（フィールット） |
| 1. 7 | モルト、冷凍きはだ、さめ、（ドレス） |
| 1. 8 | カサバミール、コブラ、ライスブラン、サフラワーミール、ふすま |
| 2. 0 | カボックシード、コットンシード、ビートパルプペレット、（欧州産） |
| 2. 2 | サンフラワーシード |
| 2. 4 | ビートパルプ（中国産）、メイズコブミール |
| 2. 6 | カサバルーツチップ |
| 2. 8 | ミックスアニマルフープ、キャッスルフープ、ホップ |
| 3. 0 | マトン（首なし麻袋入） |
| 3. 3 | メイズコブミール |
| <p>備 考</p> <p>(1) 上記貨物については、重量をもって計算し、それぞれの系数を重量トンに乗じた数を計算トン数とする。</p> <p>(2) 上記の記載のない貨物については、類似貨物の系数を適用する。</p> | |